

令和7(2025)年度 下期 あいぽーと NPO法人関連事業

<p>●資金づくりセミナー</p>	<p>●NPO法人設立説明会 ●あいぽーとFESTIVAL</p>	<p>●組織基盤強セミナー</p>
<p>●NPO法人設立説明会</p>	<p>●事業報告書等作成セミナー</p>	<p>●NPO法人設立説明会 ●書類作成&登記手続きセミナー</p>

2025年9月現在、開催日程の調整中です。詳細は、後日お届けするチラシや情報誌、あいぽーとHPでご確認ください。

NPO法人向け 無料専門相談会 (令和7年度) のご案内

あいぽーとでは、定期的に専門家によるNPO法人向けの無料相談会を実施しています。初歩的なことから困難な悩みまで専門家が適切なアドバイス！是非ご活用ください。【要予約:1週間前まで】

NPOのための会計・税務 無料相談会 【毎月 第3火曜日 13:30~16:00】

日常の会計処理から決算書類作成、税務に関する疑問など... 初歩的な疑問から専門的な相談まで、南九州税理士会の専門家が、日頃の悩みにお答えします!!

NPOのための労務管理 無料相談会 【毎月 第3水曜日 13:30~16:00】

労働保険や社会保険の手続き、スタッフ雇用に関する疑問など、熊本県社会保険労務士会の専門家が、労務管理のご相談にお答えします!!

NPOのための資金づくり&法人運営 無料相談会 【毎月 第4火曜日 13:30~16:00】

事業実施のために欠かせない助成金申請などの資金調達、事業計画や予算の立て方など、法人運営に関わる様々な悩みに、一般財団法人くまもと未来創造基金のスペシャリストがお答えします!!

令和7(2025)年度 NPO法人設立説明会/窓口相談DAYのご案内

あいぽーとより、NPO法人の設立をご検討中のみなさまへ

2025(令和7)年度 NPO法人設立説明会 in あいぽーと

2025
11/22 (土)
10:00~12:00

2026
1/24 (土)
10:00~12:00

2026
3/20 (金・祝)
10:00~12:00

毎月第2土曜日は...
NPO法人をつくるための **窓口相談DAY** 10:00~17:00
(1団体につき1時間程度)

* 詳細やお申込みについては、チラシやあいぽーとHPにてご確認ください

あいぽーと NPO法人情報誌

ばってん

Vol.12
2025
10月

発行：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと1F
TEL 096-366-0168 FAX 096-366-8830 E-mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp
URL https://www.kumamoto-aiport.com/ FB https://www.facebook.com/profile.php?id=100028044380759

INDEX

- 令和7(2025)年度上期 設立法人
- 【特集】「認定NPO法人」への第一歩
- 【先行告知】NPO特別セミナー「組織基盤強化講座」のご案内
- 「熊本市市民公益活動支援基金」令和8年度助成事業の募集が始まります
- 令和7(2025)年度下期 あいぽーとNPO法人関連事業予定
- NPO法人向け 無料専門相談会 (令和7年度) のご案内
- 令和7(2025)年度 NPO法人設立説明会/窓口相談DAYのご案内

New Face

令和7(2025)年度上期 設立法人



NPO法人 ペット防災ネットワーク 設立認証：2025年4月21日

【目的】この法人は、大規模災害が相次いで発生する日本において、ペット同伴避難が当たり前になりつつあることを社会に浸透させ、飼い主には平時より防災意識の向上と適正飼育の徹底を啓蒙し、国、自治体とは災害時のペット支援の枠組み作りを協力して推進することを通じ、災害発生時に人間とペットが共存できる環境整備に寄与することを目的とする。

【代表者】富士岡 剛 理事長 【事務所所在地】熊本市中央区

NPO法人 ナッジ-nudge- 設立認証：2025年6月20日

【目的】この法人は、動物介在福祉活動を通じて、支援を必要とするひとびとのQOL（生活の質）の向上、そして誰もが安心して生活できる社会づくりに貢献することを目的とする。

【代表者】宮田 真二 理事長 【事務所所在地】熊本市西区



特定非営利活動法人 緑と福祉のサポート結 設立認証：2025年7月7日

【目的】この法人は、広く一般市民に対して、里山および竹林の環境整備事業を基盤に、農林業と福祉を結びつけた事業を行い、障がい者や高齢者の生きがいづくりを促進し、誰もが活躍できる共生社会を実現することを目指し、多世代交流と地域住民生活環境の向上に寄与することを目的とする。

【代表者】出水 晃一 理事長 【事務所所在地】熊本市南区

ウェブ報告システム運用のご案内

— NPO法人の申請・届出等の手続きがオンラインで行えます —

- ご利用には、内閣府NPOホームページ「NPO法人ポータルサイト」の利用者登録（アカウント登録）が必要です。

利用方法に関するお問い合わせは、内閣府サポートデスク (0800-170-6451) へ

熊本市所管の法人数 (2025年7月現在) 認証法人：290法人 内 認定法人：7法人

特集 「認定NPO法人」への第一歩

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた制度である認定NPO法人制度。NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものと、所轄庁の認定を受けたNPO法人が認定NPO法人となります。また、スタートアップ支援のため、設立後5年以内のNPO法人を対象とする特例認定制度も設けられています。

「認定NPO法人になることによるメリット」

- 寄附をする側にとって、税額控除などの税制上の優遇措置がとられます。
- 寄附をもらう側にとって、一定の範囲内で、みなし寄附金制度が適用されます。(特例認定NPO法人は適用外)

「認定の基準」 認定・特例認定NPO法人になるためには、以下の基準に適合する必要があります

認定基準	内容	CHK
①パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること (*特例認定NPO法人は除く)	【相対値基準】 ● 収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である。 又は ● 【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である。 又は ● 【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている。	
②事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である	共益的な活動とは、会員のみを対象とした活動のことをいいます。会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供、会員のみが参加する講座やイベントの開催等が共益活動にあたります。	
③運営組織及び経理が適切である	・役員総数のうち、役員及びその親族等で構成されるグループの人数の占める割合が3分の1以下である。 ・役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族等で構成されるグループの人数の占める割合が3分の1以下である。 ・公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は、青色申告法人と同様に取引を帳簿に記録し保存している。 ・支出した金額について用途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない。	
④事業活動の内容が適正である	A. 宗教活動及び政治活動、選挙活動等を行っていない。 B. 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に対して特別の利益を与えていない。 C. 営利を目的とした事業を行う者や、上記Aの活動を行う者又は特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていない。 D. 実績判定期間において、総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の割合は80%以上である。 E. 実績判定期間において、受入寄附金の総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額の割合は70%以上である。	
⑤情報公開を適切に行っている	・事業報告書等や役員名簿等の情報を一般に公開することができる。 ・一般の人から閲覧の請求があった場合、閲覧に応じることができる。	
⑥所轄庁に対して事業報告書などを提出している	NPO法人は、毎事業年度終了後3か月以内に熊本市へ事業報告書等を提出しなければなりません。NPO法人にとって情報公開は大変重要です。そのひとつである事業報告書等の書類は、提出期限まで熊本市へ提出されていなければなりません。	
⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない		
⑧設立の日から1年を超える期間が経過している	設立登記をした日から1年を超えていなければならず、かつ2事業年度の実績が必要です。	
⑨欠格事由のいずれにも該当しない	<欠格事由> (1) NPO法第20条に規定された役員の欠格事由に該当する職員がいる (2) 認定又は特例認定を取消され、その取消の日から5年を経過しない (3) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は滞納処分の終了の日から3年を経過しない (5) 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない (6) 暴力団である、あるいは、暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある	

*このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのものです。すべての項目において適合したとしても、必ず認定または特例認定を受けることができるとは限りません。

【先行告知】NPO特別セミナー 組織基盤強化講座のご案内

日時 令和7年 12月11日(木) / 12月12日(金)
会場 熊本市市民活動支援センター あいぽーと
講師 NPO組織基盤強化コンサルタント office musubime 代表 河合将生氏

毎年恒例行事となってきました「NPO組織基盤強化講座」、今年度も開催します!!
NPO組織基盤強化コンサルタントとして全国を飛び回っておられる、おなじみoffice musubime代表の河合将生さんを、今回も講師としてお迎えします。

現在、講座内容についての打ち合わせをしております。近々正式なご案内をお届けしますので、少々お待ちください。

毎回大好評の講座です。参加申し込みはお早めに!!



「熊本市市民公益活動支援基金」令和8年度助成事業の募集が始まります

熊本市では、市民の皆様や事業者の方々の社会に貢献したいという思いからいただいた寄附金を原資に、NPOやボランティア団体等の皆さんが行う公益的な活動を応援する目的で、「熊本市市民公益活動支援基金」として助成を行っています。

令和8年度の助成事業募集のご案内です。過去に採択されたところも、まだ申請したことがないところも、是非ご検討されて、来年度の活動資金として活用していただければと思います。

【助成事業募集期間】 令和7(2025)年11月10日(月) ~ 12月9日(火)

スタートアップ助成

資金面に不安がある、助成申請も初めてなど、設立後間もない団体の事業を支援します。

【対象】
令和8年4月1日現在で、設立3年未満の団体が実施する事業(令和5年(2023年)4月2日以降設立のNPO・ボランティア団体等)
*同一団体に対して助成できる年度は、1ヶ年度まで

【助成額】 1団体当たり最大10万円

【助成率】 対象経費の10/10

*申請にあたっては、団体登録が必要になります。事前にあいぽーとまでご相談ください

ステップアップ助成

継続的な市民公益活動に取り組む団体の更なる発展のため、その事業を支援します。

【対象】
NPOやボランティア団体等が行う様々な分野における市民公益活動
*同一団体に対して助成できる年度は、継続して3ヶ年度まで

【助成額】 1団体当たり最大25万円

【助成率】 対象経費の2/3

【令和8年度助成事業募集開始にあたり、説明会を開催します】

日時 令和7年10月17日(金) 15:00~ 場所 熊本市市民活動支援センター あいぽーと
令和7年10月23日(木) 18:00~

説明会の参加は事前に申し込みをお願いします (あいぽーと TEL 096-366-0168)

また、下記の期間中、あいぽーとにて相談窓口を開設します。お気軽にご相談・お問い合わせください

相談窓口開設期間 令和7年10月24日(金) ~ 11月6日(木) あいぽーと窓口カウンター